

# 「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた 不登校重大事態の再発防止策

## 資料1

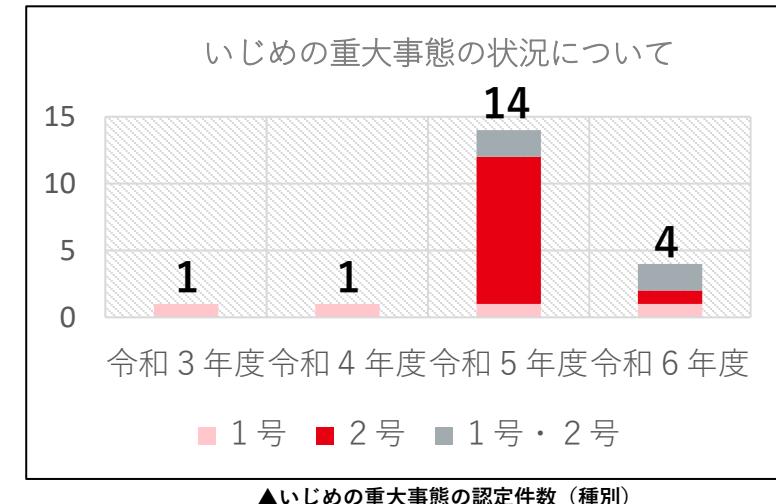
### ●不登校重大事態を防ぐ令和6年度以降の取組について

#### (1) 令和5年度いじめの重大事態調査報告書における課題

- 令和5年度において、1号重大事態を1件、2号重大事態を9件、1号及び2号重大事態を4件、いじめの重大事態として認定。
- 不登校重大事態における主な対応の課題
  - ・いじめの認知や支援策の提示の遅れなど組織的な対応の欠如

※認定件数のうち、1号はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定されている「生命心身財産重大事態」、2号は同第2号に規定されている「不登校重大事態」。

#### (2) 令和6年度以降の取組の経過



	R6.4～	R7.4～
学校 教育委員会	<p><b>学校・教育委員会及びいじめ防止対策推進部が連携した初期対応の徹底</b></p> <p>学校は、いじめを受けた児童生徒が病気等の明確な理由以外で1日欠席した場合、教育委員会に速報し、情報を共有（連続又は断続的に3日欠席した場合は、困難ケースとして対処）</p> <p><b>いじめ防止対策研修会の開催</b></p> <p>年2回、市内全小・中学校のいじめ防止対策推進リーダーを対象に不登校重大事態に該当する疑いがある事案への対応について演習・協議を実施</p>	<p><b>スクールライフソーター（SLS）による日常的な支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中学校2校に不登校支援員といじめ対策官を兼務する職員を配置</li> <li>・いじめを受けた生徒や行った生徒への支援や教職員のいじめ防止対策業務の支援等を実施</li> </ul>
いじめ防止対策 推進部	<p><b>心理や福祉の専門職による聴き取り・心のケア</b></p> <p>市の相談窓口に相談があった事案について、心理や福祉の専門職が保護者の意向に寄り添い、いじめを受けた児童生徒の心のケアや福祉面の支援等を実施</p>	<p><b>不登校支援ソーター事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認定を受けた市内の大学生や地域の学習支援ボランティア（有償）等が市有施設や家庭での学習支援や体験活動等を実施</li> <li>・不登校児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、児童生徒と市内フリースクールをつなぐ支援を実施</li> </ul>

令和6年度以降、不登校重大事態の発生が大幅に減少

# 「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた 不登校重大事態の再発防止策

## 資料2

### ● 「旭川モデル」におけるいじめを起因とする不登校への支援策について

欠席日数に応じた支援策の強化・徹底

学校

教育委員会・いじめ防止対策推進部

10日以上

#### 関係機関との連携

教育支援センター等の  
学校外の支援先の紹介

- 児童生徒及び保護者と面談を行い、**関係機関と連携した不登校支援策等について提示** ※保護者に了承を得た場合、いじめ防止対策推進部職員が同席

- 【児童生徒や保護者が**登校復帰を軸とした支援を希望する場合**】
  - ・いじめ防止対策推進部職員によるカウンセリングや相談対応等について紹介
  - ・オンラインや別室登校等による学習支援改善策の提案
- 【児童生徒や保護者が**学校外の居場所も含めた支援を希望する場合**】
  - ・教育支援センター（ゆくらす）やフリースクール等の学校外の支援先の紹介
  - ・不登校支援サポート事業の紹介

5～9日

#### 支援策の強化

児童生徒理解・支援  
シート等の活用

- 学校いじめ対策組織で支援策の再検討
- 家庭訪問等で家庭の状況確認
- 児童生徒理解・支援シート等を活用した支援の開始**
- 困難ケース対応記録簿を活用し、教育委員会に対応状況等について報告

- 困難ケース対応記録簿をもとに、児童生徒の登校状況や事案の対応状況について把握
- 必要に応じて、**いじめ防止対策推進部職員が児童生徒及び保護者に対するカウンセリングや相談対応等を実施**

1～5日

#### 支援策の提示

組織で情報共有  
迅速な初期対応

- 学校いじめ対策組織で情報共有
  - 家庭訪問等で家庭の状況確認及び支援策の提示
- 【支援策の例】
- ・オンラインや別室登校等による学習支援
  - ・スクールカウンセラーによる面談等の心のケア 等
- 教育委員会に電話速報（1日目）
  - 困難ケースとして報告（3日目）

- 事案について情報共有
- 学校に**緊急支援チームを派遣し、対応状況及び支援策について確認**
- 学校と連携し、**児童生徒の登校状況や当該事案の対応状況について把握**